

いじめ防止基本方針



鴻巣市立広田小学校

令和6年4月1日改訂

はじめに

本校の教育目標は、シンボルツリーにちなみ「あかまつ」を掲げ

あ・・・あかるい子

か・・・かしこい子

ま・・・まじめな子

つ・・・つよい子

を共通理解のもと、心豊かなあかまつの子の育成に取り組んでいる。

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こるもの」という共通認識の下、いじめ防止を重視した校内研修を実施し、「お互いを認め合う児童の育成」を目指し、ここにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十二条により、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を策定する。

本校では、いじめの未然防止に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の権利と尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶にむけて組織をあげて適切な対処に全力で取り組む。

第1 いじめの定義といじめに対する基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめに対する基本認識

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、総ての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

※いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行なわれることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2 未然防止

1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

（1）教師の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切であり、同じ目線で物事を考え常に児童と場を共にしていく。そのことにより児童の変化を見逃さない感性を高めていく。

（2）実態把握の方法

児童及び保護者への実態調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を行い事態把握の一つの方法とする。また、配慮を要する児童に対しては、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

児童一人一人が活躍できる場を設定することにより、「心の居場所づくり」を行い、自尊心を醸成すると共に互いに認め合える人間関係づくりを通していじめの発生を抑える。

(1) 児童のまなざしと信頼

教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなることで、いじめの発生を抑え、未然防止のための大きな力となる。

(2) 温かい教職員の協力体制

教職員が互いに相談したり、尋ねたりするなど気軽に話ができる風通しの良い職員室、風通しの良い人間関係づくりに努める。そのことが様々な問題に対しチーム学校として対応できる体制づくりの基盤となる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の充実

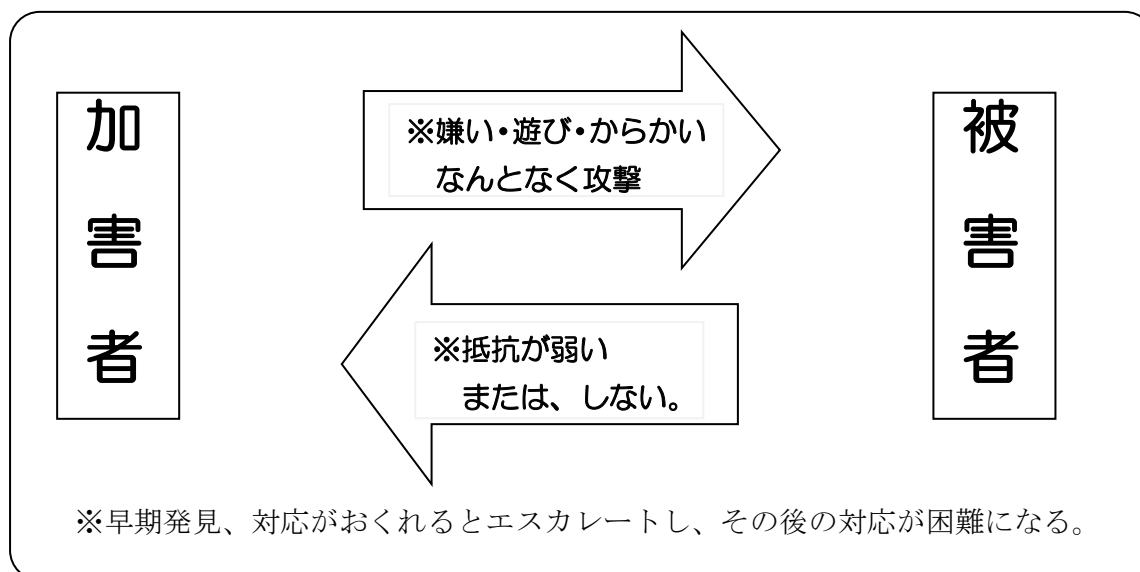
人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ることで人の痛みを思いやることのできる児童の育成に努める。

(2) 道徳教育の充実

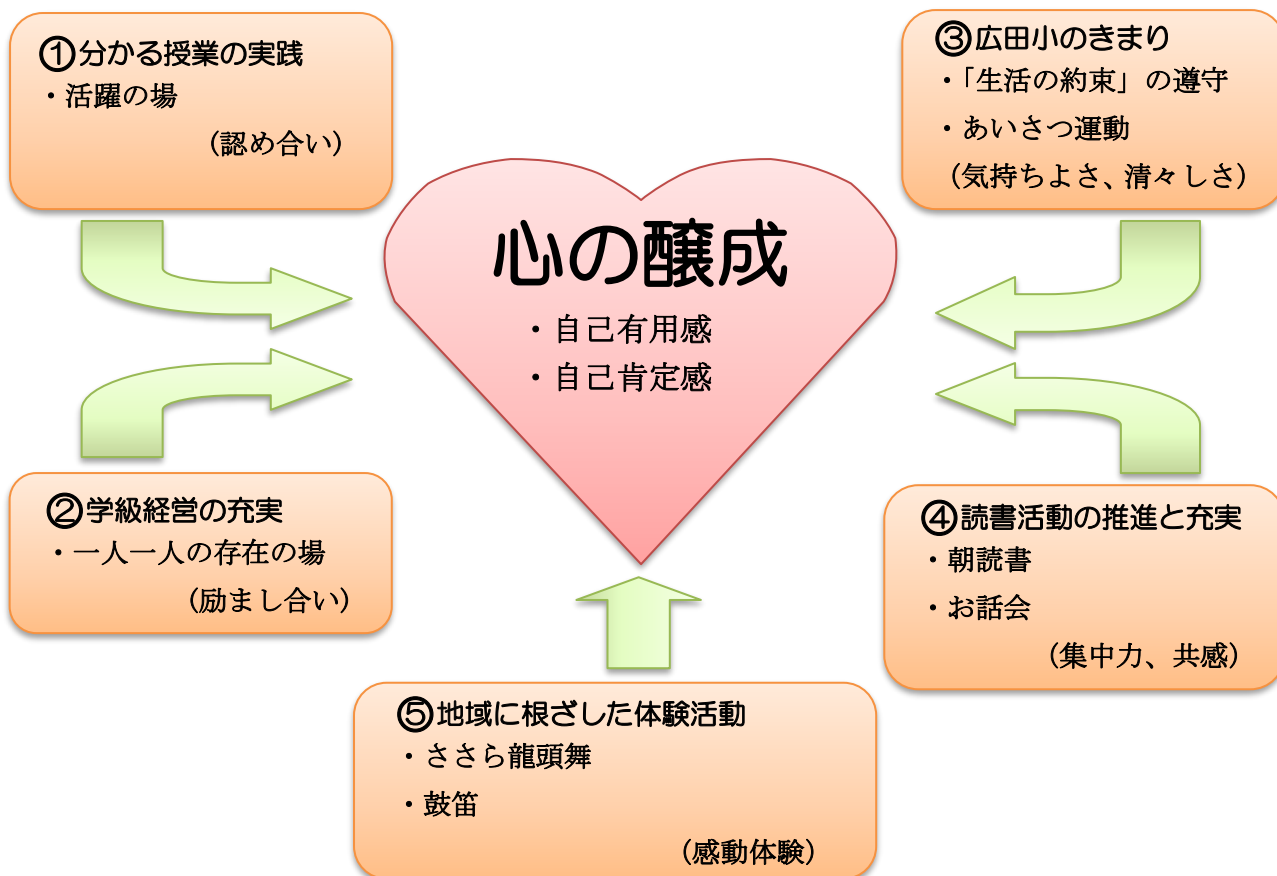
いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を道徳教育を通して育成する。

4 いじめに向かわない態度・能力の育成

(1) いじめの発生原因・いじめの仕組み



(2) いじめに向かわない心の醸成



①つけたい力を明らかにした「分かる授業」の実践（認め合い）

授業で、自分を日々高めることを実感することは、普段からの学習への意欲に繋がるものであり、生活習慣の規範的成長にも繋がっていく。

②一人一人の活躍の場を設定した「学級経営の充実」（励まし合い）

担任による日常の教育活動における本人の存在感、係り活動実践報告等の認め合いで、自己存在感・自己有用感を高め、クラスへの愛着を深め、仲間意識を高める。

③広田小のきまり「生活の約束」遵守（気持ちよさ、清々しさ）

学校生活の約束を守ろうとすることは、社会規範に従おうとする素直な心の育成に大きく関係する。学校は今後の社会性の育成の場である。

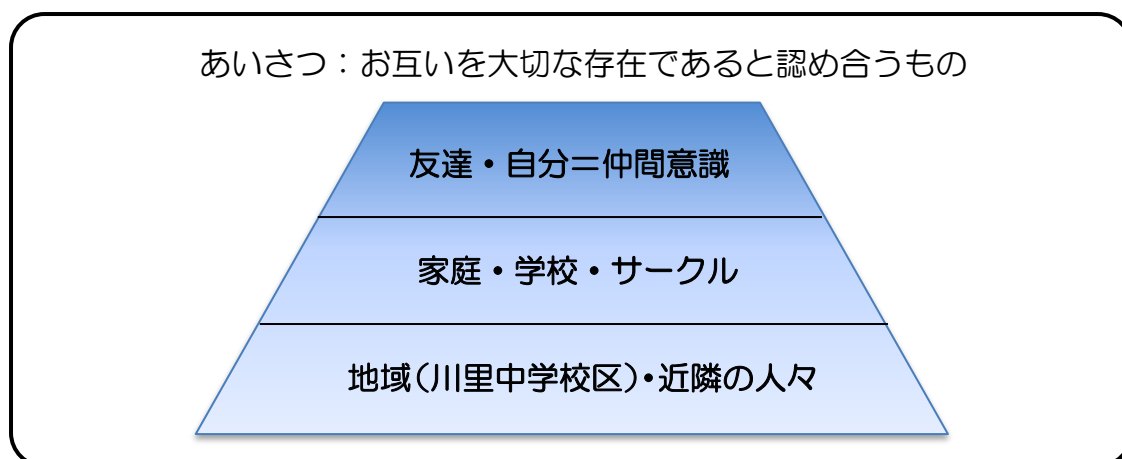
④読書活動の推進と充実 「朝読書・お話会の実践」（集中力、共感）

感想を発表し合うことで、友達の心に共感し相手の立場を理解することに繋がる。集中力を養い、落ち着いた学校生活を送る土台を作る。

⑤地域に根ざした価値ある体験活動（ささら龍頭舞や鼓笛に取り組む感動体験）

自然愛護・地域に根ざした文化の理解・お年寄りなどへの敬愛の心を感じさせる活動を通して、相手の立場を理解する心を養う。

(3) 自他を尊重する態度の育成
地域あいさつ運動への取り組み



川里中学校区において、保護者・地域の方と「あいさつ」を交わすことによって、「あいさつ」は相手の存在を認める第一歩であり、交わせば気持ちのよいものであることを体験させる。その思いが中学校区全体へ広がり、他者を尊重する態度の育成につながる。

第3 早期発見

1 早期発見に向けた取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの延長として行われたりする。時には教師や周りの児童の目を欺くような態度やタイミングをもって行われることが多いことを教職員は認識するとともに、児童の小さな変化を敏感に察知しいじめを見逃さない認知能力を向上させるべく下記に示す項目を共通理解する。

基本的な心構え・・・独自の判断は厳禁とする心構え

「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だ。」という見方は捨てる。

(1) 具体的な取組

□日常の子供たちの見とり・情報交換

- ・毎朝の出席確認・健康観察や、日々の授業の中での子供たちの様子の観察。
- ・放課後の情報交換（職員室で）

□思いやりアンケート調査（いじめに係る情報収集）

- ・児童対象の思いやりアンケート（奇数月）
- ・保護者対象の思いやりアンケート（7月・12月・3月）

□いじめに係る全職員への情報提供

- ・生徒指導委員会（報告・連絡・相談・検討・実施）（月1回）
- ・教職員による登下校時の立哨

□地域との連携

- ・学校だより等による教育活動の広報と周知
- ・地域の方の登下校時の立哨などを通じた、児童の実態について情報提供

□児童からの相談

- ・必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

□見守りと信頼関係の構築

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

(2) 学校におけるいじめのサインチェック例

- | | | |
|-----------------------|--------------------|-------------|
| ◇急な体調不良 | ◇遅刻や早退の増加 | ◇授業への遅参 |
| ◇保健室の来室の増加 | ◇業間や休み時間の単独行動 | ◇突然のあだ名呼び |
| ◇多数児童からの執拗な反駁 | ◇発言や行動に対する皮肉や失笑の増加 | |
| ◇特定児童からの逃避・忌避 | ◇特定児童や持ち物からの過度な逃避 | |
| ◇日頃交流のない児童との行動 | | |
| ◇授業開始前の机、椅子、学用品などの乱雑さ | | ◇学用品の破損、落書き |
| ◇学用品、教科書、体育着等の紛失 | | ◇衣類の過度な汚れ |

第4 早期対応 ～早期かつ即時対応・組織的対応～

1 いじめについての対応の共通理解

- (ア) 教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対策組織に報告・相談する。
- (イ) いかなる場合でも、いじめ被害者の児童を全面的に守る。
- (ウ) いじめ被害児童が何らかの問題を抱えている場合でも、児童の訴えに耳を傾け誠実に対応する。
- (エ) 被害児童がいじめにつながりやすい要因を持っている場合でも、それを理由に指導を躊躇しない。
- (オ) 加害児童からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害児童を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教職員集団として決意し、日頃から児童たちに伝えておく。
- (カ) いじめ問題は一人の教員だけで対応できないので、必ず関係職員と連携し、管理職に報告し組織的に対応する。

2 素早い事実確認

(1) 速やかな報告の徹底

- ・ **担任・現状目撃者の情報受信** → **担任・生徒指導主任** → **教頭・教務主任** → **校長** のルートで情報・状況を速やかに報告する。(状況に応じてルートをとばしてよい。)
- ・ 情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し教頭に提出する。
- ・ 校長は、**緊急対応会議**を招集し、報告書の内容を周知する。

(2) 緊急対応会議

構成員	校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 担任 養護教諭 特別支援コーディネーター (場合による)
資料	いじめ発見報告書 被害・加害児童の家庭環境調査票
内容	《事実確認のための必要事項》 <ul style="list-style-type: none">・ いじめの状況 (日時・人数・場所・様態 等)・ いじめの動機や背景 (時系列での把握)・ 教職員や周辺児童が知っていること・ これまでの問題行動等

(3) 事実確認の計画と実施

(ア) 被害児童対応班 (被害児童への聞き取り)

- ・ 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- ・ いじめられていることを話したがない場合は、時間を重ね性急にならないように寄り添う。

(イ) 加害児童対応班 (加害児童への聞き取り)

- ・ いじめを行なっているときの気持ちなどについて話をさせる。
- ・ いじめと感じていない場合や、認めようとしなかった場合でも、威圧的にならず受容的に聞く。(喧嘩両成敗的な指導はしない)

(ウ) 周辺児童対応班 (周辺児童への聞き取り)

- ・ 周辺児童への行動に対して善悪の判断はしない。
- ・ 内容に矛盾が無いか慎重に、そして、多面的に事実を把握する。
- ・ 解消後は、はやし立て、見て見ぬふりの児童への指導をする。

(エ) 被害児童・加害児童 保護者対応班 (被害・加害児童保護者対応)

- ・ 保護者とは直接会って面談を行う。(電話は不可とする)
- ・ 保護者の立場や心情を十分に配慮し、現状と今後について具体的な対応をする。特に、保護者として、心配していることを明らかにし、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

3 組織的対応（２（３）の項目に対応して）

- (ア) 被害児童学級担任・生徒指導主任
 - (イ) 加害児童学級担任・生徒指導主任
 - (ウ) 教頭・養護教諭
 - (エ) 教頭・教務主任
 - (オ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- } 全教員で分担し
解消確認まで対応を継続する。

※必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

※鴻巣市教育委員会、教育支援センターなど市内各機関と連携する。

4 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うとともに、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。そして、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) 未然防止のために・・・

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

[日頃から保護者にお伝えすること]・・・学校だより、学校 HP、メール配信などを活用
(未然防止の観点から)

・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討する。

・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こっているという認識を子供と共有する。

・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えるという認識を子供と共有する。

(早期発見の観点から)

・家庭では、LINE やメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

[情報モラルに関する指導]・・・学級活動、携帯電話教室など活用

・インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

(2) 早期発見・早期対応のために

〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子供、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携をする。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

5 いじめ解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

インターネットを通じて行われるものを含めていじめが相当の期間止んでいる状態が継続していること。(相当の期間とは、3か月を目安とするが、いじめの被害の重大性等によりその限りではない。)

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないことを被害児童とその保護者に対して面談等により確認することにより、いじめが止んでいるかどうかを判断する。

教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。そのために、学校いじめ対策組織においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(3) いじめの再発防止

いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する

第5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストを活用する。(巻末「その他 資料」を参照)

重大事態の意味

(ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)

※「いじめにより」とは児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめ。

※「生命、心身、財産に重大な被害」とはいじめを受ける児童の状況に着目して判断。

(イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(同法第28条第1項第2号)

※「相当の期間」とは年間30日を目安。

(ウ) いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが児童や保護者からあったときには、重大事態が発生したのものとして報告・調査等を行う。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、同法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

3 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

5 調査結果の提供及び報告

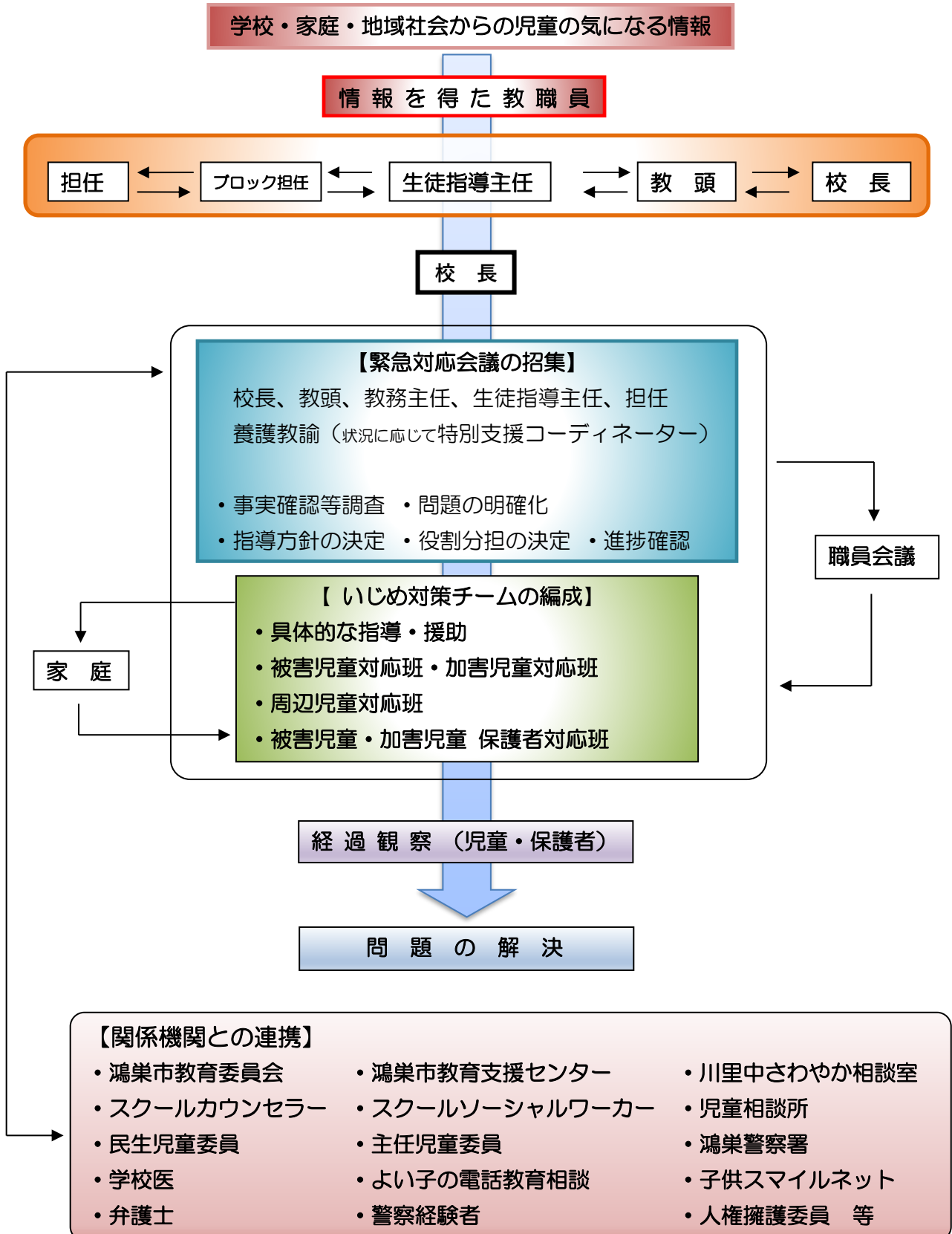
いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

第6 いじめ防止等対策のための組織の設置

「第4 早期対応 ～早期かつ即時対応・組織的対応～」を図示すると以下のとおりとなる。

いじめ問題組織的対応図



その他（資料）

「第4 早期対応 ～早期かつ即時対応・組織的対応～」にて活用する資料は以下のとおりである。

いじめ発見報告書

鴻巣市立広田小学校

No	確認事項	具体的事実
1	発生日時 (確認日時)	令和 年 月 日 () 時頃
2	発生場所 (確認場所)	
3	被害児童	年 組 氏名 _____ (男・女)
4	加害児童	年 組 氏名 _____ (男・女)
		集団の場合 (氏名を列挙)
		加害児童の思いや発言
5	内容・状況 (聞き取り)	
6	情報受信者名	
7	備考	

※いずれかに○を付ける

【被害児童・加害児童・被害児童保護者・加害児童保護者・周辺児童】班 聞き取り記録

鴻巣市立広田小学校

対応者

具体的な聞き取り記録	月	日()	:	~	:

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)

<当該児童生徒に関する情報>

● 調査組織を学校主体とした場合に主に学校が行う対応

学校名：

学年：

性別：

年齢：

1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	学校は、(2号事案の場合)欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告する ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.22付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出 ※公立小・中・義務教育学校についてはR5.3.28付け通知において送付した様式1にて提出する	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	教育委員会事務局は教育委員への報告をする ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい) 	
4	教育委員会は調査主体、どのような調査組織とするかを判断する ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
5	調査組織は、被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※ 重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	状況に応じて、学校の設置者が説明する主体となる場合もある。 <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	調査組織は、加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
7	学校は、教育委員会を通じて文部科学省へ重大事態調査開始を報告する ※R5.3.22付け事務連絡に基づく様式2の提出 ※公立小・中・義務教育学校についてはR5.3.28付け通知において送付した様式2にて提出する	—	
2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査組織は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	<p>調査組織は、被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施する</p> <p>※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない</p> <p>※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2	<p>学校の設置者及び学校は、地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3	<p>学校の設置者及び学校は、被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4	<p>学校の設置者及び学校は、地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと</p> <p>※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5	<p>地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断</p> <p>※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応</p> <p>※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6	<p>調査組織は、教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書を提出する</p> <p>※R5.3.22付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出</p>	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	<p>学校の設置者及び学校は、調査結果の公表の要否を判断する</p> <p>※特段の支障がなければ公表することが望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2	<p>調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3	<p>報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。